

【参考】 4月1日付けの組合員資格取得・喪失及び組合員種別変更時(一般⇄短期)の年金関係手続一覧表

3月31日まで		一般組合員					短期組合員										
4月1日から		一般組合員		短期組合員								一般組合員					
4月1日の任用形態		・常勤職員 ・暫定再任用フルタイム職員 ・任期付フルタイム職員		・臨時的任用職員 ・暫定再任用短時間職員 ・定年前再任用短時間勤務職員 ・任期付短時間職員 ・会計年度任用職員（短時間及びフルタイム12か月目まで）		民間企業		私立学校教職員		就業予定なし （任意継続組合員を含む）		・常勤職員 ・暫定再任用フルタイム職員 ・任期付フルタイム職員 ・会計年度任用職員（フルタイム13月目以降）		・臨時的任用職員 ・暫定再任用短時間職員 ・定年前再任用短時間勤務職員 ・任期付短時間職員 ・会計年度任用職員（短時間及びフルタイム12か月目まで）		・常勤職員 ・暫定再任用フルタイム職員 ・任期付フルタイム職員	
4月1日の勤務先		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② ・他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② ・他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)						週20時間未満の勤務 自営業		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② ・他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② ・他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		① 神奈川県内の公立学校教職員	
提出書類	資格喪失 (3/31退職時)	S38.4.1以前生まれの方 提出書類なし		S38.4.1以前生まれの方 「就業予定調査・退職届書」 （Ⅱ退職届書の記入は必要なし）		S38.4.1以前生まれの方 「就業予定調査・退職届書」											
		S38.4.2以降生まれの方 提出書類なし				S38.4.2以降生まれの方 「退職届書」											
	資格取得 (4/1就業時)	①提出書類なし ②勤務先に確認してください 勤務先①②によって手続が異なります。										① 様式9 公的年金制度加入期間等報告書 様式10 年金受給権者再就職届書 (公務員老齢厚生年金または障害年金受給権者のみ) ②勤務先に確認してください 勤務先①②によって手続が異なります。		① 様式9 公的年金制度加入期間等報告書 様式10 年金受給権者再就職届書 (公務員老齢厚生年金または障害年金受給権者のみ)			
4月1日以降の年金	加入年金制度	公務員厚生年金		一般厚生年金		一般厚生年金	私立学校共済厚生年金	60歳未満のみ 国民年金		公務員厚生年金		一般厚生年金		公務員厚生年金			
	実施機関	①公立学校共済組合 神奈川支部 ②他支部・他共済組合等 勤務先①②によって実施機関が異なります		日本年金機構		日本年金機構	日本私立学校振興・共済事業団	日本年金機構		①公立学校共済組合 神奈川支部 ②他支部・他共済組合等 勤務先①②によって実施機関が異なります		日本年金機構		①公立学校共済組合 神奈川支部			